# 松川町生活応援券 よくある質問

町制 70 周年記念事業として、対象の方に１人 7,000 円分の「まつかわななまる商品券」を生活応援券としてお送りします。申請は不要です。利用期限は令和９年１月 31 日（日）です。

## 配布の対象

### Q1　誰が対象ですか。子どもも対象ですか？

令和８年 10 月１日時点で松川町の住民基本台帳に記録されている方が対象です。年齢や所得による制限はなく、子どもも対象です。

### Q2　いくら分もらえますか。申請は必要ですか？

対象の方１人につき、1,000 円券７枚（7,000 円分）を無料でお送りします。申請や購入の手続きは不要です。

### Q3　10 月２日以降に転入した人や生まれた子は対象ですか？

10 月１日時点で松川町の住民基本台帳に記録されていない方は対象外です。届出の時期などにより、基準日時点の登録状況が分からない場合は、町へお問い合わせください。

### Q4　10 月１日以降に町外へ転出した場合も対象ですか？

10 月１日時点で松川町に住民登録があれば、配布の対象です。転出後の送付先や受取方法は、松川町役場産業観光課へお問い合わせください。

### Q5　松川町に住んでいますが、住民票は町外にあります。対象ですか？

10 月１日時点で松川町に住民登録がなければ、対象外です。

## 郵送と受取り

### Q6　誰宛てに、何冊届きますか？

10 月１日時点の世帯ごとに、対象の方の分をまとめて世帯主宛てに順次郵送します。たとえば、対象の方が３人の世帯には、３冊（合計 21,000 円分）をお送りします。

### Q7　近所には届きましたが、うちにはまだ届きません。

順次郵送するため、世帯によって届く日が異なります。お手元に届かず、発送状況を確認したい場合は、松川町役場産業観光課へお問い合わせください。

### Q8　10 月１日以降に町内で引っ越した場合はどうなりますか？

送付先や発送状況を松川町役場産業観光課で確認します。引っ越し前の住所に届く可能性がある場合や、すでに届いていないことが分かった場合は、松川町役場産業観光課へお問い合わせください。

### Q9　世帯主が亡くなった場合や、世帯が分かれた場合はどうすればよいですか？

基準日と現在の世帯の状況を松川町役場産業観光課で確認し、受取方法をご案内します。配布対象の方が亡くなった場合も、松川町役場産業観光課へご相談ください。

### Q10　事情があって世帯主から受け取ることが難しい場合はどうすればよいですか？

松川町役場産業観光課へ早めにご相談ください。事情を伺い、送付先の変更など、受け取る方法を個別にご案内します。

### Q11　宛先不明などで郵便が返送された場合は、受け取れますか？

松川町役場産業観光課へご連絡ください。返送された応援券は利用期限まで保管します。お渡し先などを確認し、利用期限までに再送付などの方法でお渡しします。

### Q12　封筒を開けたら、冊数が足りない、または多い場合はどうすればよいですか？

封筒と同封物を保管し、応援券を使う前に町へご連絡ください。10 月 1 日時点の対象人数と発送記録を確認します。

### Q13　別の世帯宛ての封筒が届きました。

封を開けずに、松川町役場産業観光課へご連絡ください。すでに開けてしまった場合は、封筒と同封物をそのまま保管してご連絡ください。

### Q14　応援券をなくしたり、破損したりした場合はどうなりますか？

紛失や破損などによる再発行・交換はできません。届いた時点で破損していた場合は、封筒と同封物を保管し、松川町役場産業観光課へご相談ください。

## 応援券の使い方

### Q15　いつからいつまで使えますか？

応援券を受け取った日から令和９年１月 31 日（日）まで使えます。最終日は、利用する店舗の営業時間をご確認ください。

### Q16　どのお店で使えますか？

同封の案内の裏面「利用可能店舗一覧」で「冊子」欄に●が付いている店舗で使えます。利用可能店舗は松川町ホームページでもご確認いただけます。

### Q17　1,000 円未満の買い物に使うと、お釣りは出ますか？

お釣りは出ません。たとえば、900 円の買い物に 1,000 円券を 1 枚使った場合、差額の 100 円は戻りません。

### Q18　買い物の金額が券の額面を超える場合、差額はどう支払いますか？

たとえば、1,500 円の買い物に 1,000 円券を 1 枚使う場合、残りの 500 円は別途お支払いください。現金やキャッシュレス決済など、差額に使える支払方法は店舗へご確認ください。

### Q19　ほかの商品券やクーポンと一緒に使えますか？

併用できるかどうかは、会計前に店舗へご確認ください。

### Q20　切手やたばこの購入、税金の支払いに使えますか？

切手など換金性の高いものや、たばこの購入、税金の支払いには使えません。その他の支払いに使えるか分からない場合は、松川町商工会にお問い合わせください。

**Q21　使い切れなかった券は、払い戻してもらえますか？**

払戻しはありません。利用期限を過ぎた券は使えません。現金との引換えもできません。

**Q22　応援券をほかの人に譲ったり、売ったりできますか？**

第三者への譲渡や売却はできません。

**Q23　券の「取扱事業者」欄に押印や記入がある場合は使えますか？**

「取扱事業者」欄に押印や記入がある券は使えません。

**Q24　応援券を受け取るために、手数料の支払いや口座情報の連絡は必要ですか？**

手数料の支払いや口座情報の連絡は不要です。応援券の配布を名目に振込みや口座情報を求める連絡があった場合は、応じずに松川町役場産業観光課へご相談ください。

## お問い合わせ

取扱店舗・利用方法　松川町商工会　0265-36-3300

事業全体・配布・未着　松川町役場 産業観光課　0265-36-7027